

平成28年度 第1回 北区入札監視委員会 議事概要

開催日時	平成28年6月27日（月）午後2時～午後4時
開催場所	北区役所 第一庁舎3階 庁議室
出席委員	沼田 良委員長、高橋 達朗委員、大竹 雅訓委員
事務局	総務部長、契約管財課長、契約係長、契約管財主査
議事概要	<p>開会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委員委嘱 2. 事務局職員紹介 3. 総務部長挨拶 4. 委員長互選 5. 委員長挨拶 6. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年度下半期 契約締結状況について (2) 平成27年度下半期 審議案件について <ol style="list-style-type: none"> ①希望制指名競争入札（2件） ②指名競争入札（2件） ③随意契約（特命随意契約）（3件） 7. その他 <p>閉会</p>
審議の対象とした期間	平成27年10月1日～平成28年3月31日 総件数 454件、制限付一般競争入札 8件、総合評価方式入札 1件、希望制指名競争入札 150件、指名競争入札 70件、随意契約 225件
報告資料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入札契約方式別発注総括表 2. 入札契約方式別抽出案件一覧 3. 審議案件資料 4. 各報告事項
審議案件	合計 7件 「入札契約方式別抽出案件一覧」のとおり
主な意見・質問・回答等	別紙のとおり
備考	

平成28年度 第1回 北区入札監視委員会 議事概要 別紙

1. 平成27年度下半期 契約締結状況について

事務局が平成27年度下半期の契約締結状況を報告。平均落札率は89.9%であった。

2. 平成27年度下半期 審議案件7件について

事務局が資料「入札契約方式別抽出案件一覧」、「審議案件資料」を報告し、質疑を行った。

(1) 希望性指名競争入札(2件)

①「石神井川河床浚渫工事」

②「中央公園バリアフリー化工事」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・①について 指名事業者5者のうち、3者が辞退、1者が不参加と事務局より説明があったが、区のほうで辞退、不参加の理由は把握されているか。 ・事業者は申込時には受注可能と見込んで希望したのであろうが、申込時期から入札時まで約1か月半の間に状況が変わるものなのか。 ・辞退理由を提出していただくようになったのは、任意とはいえ一歩前進と考える。今後は任意でなくす方向に持っていくことはできないか。 ・②について 契約方法に「随意契約第8号」とあり、落札者がなかったため、一番札の業者と入札後随意契約したものということであるが、経済情勢や時価と乖離していないか、適正な予定価格の設定に問題はなかったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は電子入札サービスで実施しており、事業者が入札を辞退する際には、任意ではあるが、辞退理由をシステムで送信していただくようお願いしている。理由として、日程の都合がつかなくなった、配置予定技術者が他工事を担当することとなった、協力業者等人手不足のためということであった。なお、不参加については、指名業者が電子入札サービスで応札のための入力も、辞退の入力も行わなかったものです。 ・事業者は本区を含めた複数の入札案件に申し込んでいて、先に他自治体の案件を落札したため、手持ち工事が目一杯となり、本区入札の時点では辞退せざるを得なかったことなどが考えられる。 ・辞退することについては、入札心得で可能とし、辞退によってその後の指名に不利益はないとしていることから、辞退理由の記載が任意であることはやむを得ないと考える。 なお、物品については本年6月より辞退する際に辞退理由を電子入札システムに入力していただくよう指名の時点で案内している。工事案件については、業界団体とも協議のうえ今後、検討していきたい。 ・現在は、適宜、実勢価格を反映するようにしている。施工条件や、発注者側と受注者側で積算に対する考え方に相違があると考える。 なお、本件は随意契約交渉で協議が調い契約となったもので、適正であったと考える。

(2) 指名競争入札(2件)

③「北ノ台スポーツ多目的広場体育館耐震改修工事」

④「女性の再就職支援事業実施委託」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・④について 入札参加業者4者のうち1者辞退、2者が不参加となっている。予定価格事前公表の案件ではないため、(入札参加者が希望する価格でないことを理由に)最初から参加しないというの はあり得ないのではないか。 また、辞退した事業者の理由は何か。</p>	<p>・当初希望制指名競争入札案件として希望を募ったが、希望がなかったため、こちらから事業者を指名したところ、参加いただけなかった。 なお、辞退した事業者については、仕様内容を確認したところ遠隔の業務は困難である、積算額が予定価格を下回ることができない、技術者不足というものである。</p>

(3) 随意契約(特命随意契約)(3件)

⑤「東京都北区個人番号通知カード等に関する業務委託」

⑥「おむつ支給事業の委託(単価契約分)」

⑦「軽自動車税システムの平成28年度税制改正対応委託」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・⑤⑥⑦について 特命随意契約の予定価格の決定方法について、事業者からの見積をもとにするか、あるいは「時価」か。「時価」だとすると算定するにあたって区にノウハウはあるか。23区で情報共有が必要ではないか。</p> <p>・⑥について 当初受注していた事業者が区の承諾なく再委託を行い、個人情報漏えい事故が発生したため、契約を解除し、事業者を変えたうえで改めて本契約を締結したと事務局より説明があったが、契約解除、指名停止措置となった前事業者が製造した製品を引き続き支給しているのは問題ないか。</p>	<p>・価格については、発注所管において、近隣区に積算について電話調査を行っている。 情報システム改修業務などについては、過去の事例を参考に予算計上している。</p> <p>・既に製品を使い慣れた利用者に配慮し、同一のものを継続して支給することとなった。なお、当初受注者と製品の製造元の名称が一部同一であるが、販売会社である当初の受注者と、製造会社は、それぞれ別会社となっている。</p>

審議結果

・落札者1者を除く他事業者すべてが辞退、不参加となった案件について、区民目線でみると、業者同士が話し合ったと思われるおそれがあり、入札の公平性を維持していく方策をどうするか課題がある。

・事業者に辞退理由を記載してもらうようにしたことは、任意とはいえ一歩前進と考えるが、辞退理由そのものが、果たして区民の方が納得するか疑問がある。より詳しく辞退理由を尋ねることや、区民への説明責任を果たせるような辞退理由提出を事業者に要請するなど、区は努力をお願いしたい。

・予定価格の設定について、市場価格を勘案した適正なものになっているか、また入札不調など、公正な競争といえない実態があるように思われる。

・事務局の説明で前払金対象案件や予定価格事前公表の有無について説明があったが、前払金が適切に支払われているか、予定価格事前公表の有無の基準などがわかるような資料作りをお願いしたい。